

Ⅱ 共済金請求関係

【事案Ⅱ-1】入院共済金請求

- ・ 平成 22 年 9 月 21 日 裁定申立受理
- ・ 平成 23 年 5 月 9 日 裁定終了

<事案の概要>

約款の定める「入院」に該当しないことを理由に、入院共済金が支払われないことを不服として申立てがあったもの。

<申立人の主張>

- ・ 平成 21 年 12 月 1 日から平成 22 年 2 月 27 日の 89 日間の入院は主治医も認めており、医師による治療は勿論のこと、自宅での治療が困難なため、主治医の管理下で治療に専念するために入院した。
- ・ 病院での治療を優先し、日曜、祭日は病院が休診で治療がないので、プールに行きリハビリをしていた。プールに通うには、病院からはかなり遠く自宅の方が近いので、土曜の午後から外泊の許可をもらってプールに通っていた。プールのリハビリは、主治医も了承していた。
- ・ 被申立人は「入院の定義」の規定に該当しないとの理由だが、異議がある。

<共済団体の主張>

- ・ 入院共済金の支払可否については、単に入院した事実があるか否かだけではなく、診断書および医療照会の内容等を確認のうえ、総合的判断を行っている。
- ・ 被申立人は、入院中の検査・治療内容について、病院へ医療照会を行った。その結果、入院治療の原因傷病の症状については、検査の結果において、いずれも異常なしであり、日常生活支障状況については支障なく、病院内でも移動が困難な時期もないことを確認した。
- ・ また、具体的な治療内容については、ベッドでの安静を指示されていた期間はなく、手術の適応なしで、固定装具（サポーター等）も未使用であり、静脈注射・関節注射は、10月から11月6日までの間の実施であった。
- ・ A 病院で撮影されたMRIの画像ならびに、B 外科での治療内容について、専門医に確認したところ、「入院によらないとできない治療は行われていない。」との見解を得た。
- ・ 外泊によるプールのリハビリに関して、本件治療行為の一つとして主治医がプールでのリハビリの指示をしたり、承諾をしたことは確認できない。

<裁定の概要>

審議会では、申立人および共済団体から提出された書面に基づき審議した結果、下記理由により、本件入院の平成 21 年 12 月 1 日から 12 月 10 日までの 10 日間のうち、外泊の 12 月 5 日の 1 日を差し引いた 9 日間にかかる入院共済金の支払いを認め、その余の期間については、入院共済金の支払いを認めることはできないとの裁定をし、裁定手続きを終了した。

- (1) 共済規約において支払いの対象となる入院に該当するか否かは、単に入院した事実があるか否かだけではなく、医師または歯科医師による治療が必要であり、かつ、自宅での治療が困難なため病院又は診療所に入り、常に医師または歯科医師の管理下で治療に専念する必要があったかを判断する必要がある。
- (2) 本件入院に先立って 61 日間(平成 21 年 10 月 1 日～11 月 30 日)入院しているが(「本件前入院」)、本件前入院は、傷病に関する検査がなされたうえで、鎮痛処置以外にも関節注射などの治療が継続的に行われており、入院の必要性が認められ、被申立人は、入院共済金の支払いを行った。
- (3) 本件入院においては、平成 21 年 12 月 10 日に A 病院において、MRI 検査を受け、右膝変形性膝関節症、半月板損傷で、手術の適応なしとされた。これ以降の治療については、医師の見解では、膝の滑液穿刺は外来にて可能であり、他にも入院しないとできない治療内容はないとされている。
- (4) したがって、本件入院において、A 病院において検査を受けた平成 21 年 12 月 10 日までは、入院の必要性は認められるものの、それ以降については、医師の管理下で入院して治療を受ける必要性は認められない。